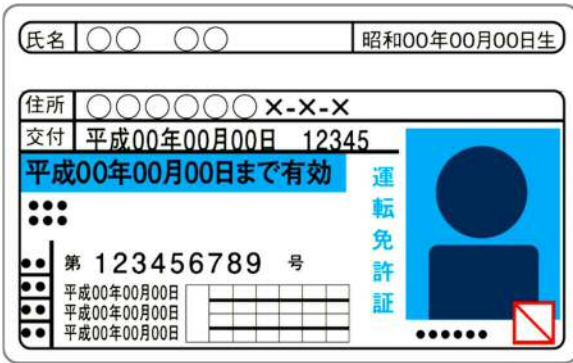


## 本人確認書類のご提示のお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、各種お取引等をお受けする際、**顔写真のある証明書類**の原本をご提示いただきますよう、ご協力をお願いします。

### ●運転免許証



### ●運転経歴証明書



※平成24年4月1日以降に交付されたものに限りません。

### ●旅券（パスポート）



### ●個人番号（マイナンバー）カード



### ●身体障害者手帳

### ●精神障害者保健福祉手帳

### ●療育手帳

### ●住民基本台帳カード（写真ありのもの）

### ●顔写真付きの公的証明書類

（例）

- 国会議員の証明書
- 写真ありの市民証
- 写真ありの公立学校の学生証

※ 国立（公立）大学法人の設置する大学、私立の学校、専修学校等の学生証は使用できません。

- ・各種お取引等を行う日において有効な証明書類をご提示ください。
- ・代理人さまが各種お取引等を行う場合は、ご本人さまと代理人さまそれぞれの証明書類の原本をご提示ください。
- ・証明書類に記載された住所が現在の住所でない（住所の記載がない場合を含みます）場合は、現在の住所が記載された他の証明書類を合わせてご提示ください（公共料金の領収証書等<sup>（注1）</sup>でも可能です）。

**顔写真のある証明書類をお持ちでない場合は裏面へ**

顔写真のある証明書類をお持ちでない場合は、次の書類の原本を **2種類** ご提示ください。

## 1 種類目

### ① 顔写真のない証明書類



(例) 各種健康保険証



## 2 種類目

### ① 顔写真のない証明書類



(例) 国民年金手帳

または

### ② 住民票の写し等



(例) 住民票の写し

または

### ③ 公共料金の領収証書等



(例) 納税証明書

## ① 顔写真のない証明書類

- 各種健康保険証
- 各種年金手帳
- 母子健康手帳

※ 母および子の証明書類として使用できます。子の場合は出生届出済証明のある手帳に限ります。

- 各種お取引等の書類に押印された印章と 同じ印影 の印鑑登録証明書 (注1)
- 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

## ② 住民票の写し等

- 住民票の写し、住民票の記載事項証明書 (注1)
- 戸籍謄(抄)本 (注1)

※ 戸籍の附票の写しが添付されているものに限りません。

- 各種お取引等の書類に押印された印章と 異なる印影 の印鑑登録証明書 (注1)
- 官公庁から発行または発給された書類で、氏名、住所および生年月日の記載があるもの (注2)(注3)

※ 各種健康保険高齢受給者証、介護保険資格者証、各種年金証書 など

## ③ 公共料金の領収証書等

- 国税(地方税)の領収証書または納税証明書 (注1)
  - 社会保険料の領収証書 (注1)
  - 公共料金(電気、ガス、水道、NHK、固定電話)の領収証書 (注1)
- ※ 携帯電話の領収証書は使用できません。
- 官公庁から発行または発給された書類で、氏名および住所の記載があるもの (注2)(注3)

(注1) 各種お取引等を行う日前6か月以内に作成された書類に限ります。

(注2) 有効期間または有効期限のある書類は各種お取引等を行う日において有効な書類、それ以外の書類は各種お取引等を行う日前6か月以内に作成された書類に限ります。

(注3) 「マイナンバー通知カード」及び「個人番号通知書」は使用できません。